



©埼玉県
マスコット
コバトン

台風、水害、地震、大雪など 相次ぐ自然災害で 住宅修理トラブル多発中!!



©埼玉県警察
シンボルマスコット
ポッポくん

>>>>>>>> 「保険が使える」という住宅トラブルなどの相談事例 <<<<<<<<<



事実と異なる申請を促された



ネット検索した業者から、**雨漏りの修理を先日の地震で外壁にひびが入ったと申請すれば保険適用可能**と言われ契約した。自分で確認すると**外壁に損傷はなく虚偽の申請と分かり、契約の撤回を申し入れたが、高額のカンセル料金がかかるので、このまま進めましようと言われた。**



契約内容が不審である



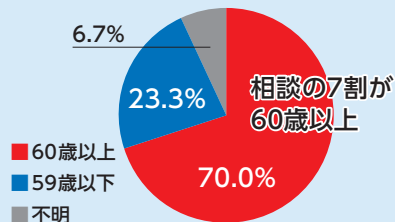
雹の被害確認として訪れた業者から、**屋根の穴は火災保険を使って無料で修理ができると言われ契約したが、不審に思い手続きを止めた。契約書は保険申請サポート契約となっており、指定業者が工事しない場合は、受取った保険金の半額を支払う内容になっている。**

※埼玉県消費生活支援センターに寄せられた相談をもとに再構成

埼玉県

住宅修理の

保険申請サポート等の相談



2018年度から2022年度の相談件数を基に作成
埼玉県消費生活支援センター調べ



消費者へのアドバイス

- 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、修理の必要性や契約内容をよく確認しましょう。
- 保険金の請求は、ご自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している損害保険会社や代理店に相談しましょう。
- うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。詐欺罪に問われる場合があります。
- 不安に思ったときは、お住まいの自治体の消費生活センターにご相談ください（消費者ホットライン188）。



マモリン

あれっ?と思ったら、ご加入の保険会社、
代理店や消費生活センターなどへご相談ください。



マモリン

契約
トラブルに
関する
ご相談先

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

い や や
188

身近な消費生活相談窓口につな갑니다!

業者との
トラブルに
関する
ご相談は
こちらへ

保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル

0120-309-444 (さあ連絡しよう)

※受付時間：午前9～12時、午後1～5時 月～金（祝日・当協会の休業日を除く）

損害保険に
関する
ご相談は
こちらへ

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

0570-022808

受付日：月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く）受付時間：午前9時15分～午後5時

あなたの**保険金**が狙われています!

火災保険・地震保険の請求を
訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する
業者とのトラブルが急増しています。

トラブル
1

甘い言葉で誘惑



うちがサポートすると平均100万円は
皆さんもらっていますよ。支払われた
保険金の使い道は自由です。

保険金は**手数料なし**で
申請いただけます。

えっ!
サポートの手数料をとるの!?
残ったお金では修理できないよ。



100万円ももらえるの!?
ぜひお願いします!



トラブル
2

知らない間に詐欺に加担



被害診断から
保険金の請求まで
**全てこちらに
お任せください!**

うその理由で保険金請求すると
詐欺に該当するおそれがあります。
保険金請求のためにわざと屋根を破壊する
業者も存在します。



もともと古くなって
壊れている箇所もあるけど、
本当に任せていいのかな...



「保険が使える」と言われたら!
ご自身でご加入の「損害保険会社」か
「損害保険代理店」に

まず相談!

トラブル事例を
YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関する
トラブルにご注意ください」



<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

